

広島県告示第千三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾字前平四六六五番二地先から東広島市黒瀬町乃美尾字前平四七二七番一地先まで	平成一九年一〇月九日